

○ 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第8 事業採択期間 事業の採択期間は、<u>平成30年度まで</u>とする。</p> <p>附 則 1～6（略） <u>7 平成28年度における事業採択申請書、事業計画概要書及び第6の計画の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成28年10月末日までとする。</u></p>	<p>第8 事業採択期間 事業の採択期間は、<u>平成24年度から平成27年度までの4年間</u>とする。</p> <p>附 則 1～6（略） <u>（新設）</u></p>